

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 金 順姫 様 〒460-0003 日本国 愛知県名古屋市中区錦2丁目13番19号 瀧定ビル6階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 300101-WO	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">04.02.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2019/046316	国際出願日 (日.月.年) 27.11.2019	優先日 (日.月.年) 14.12.2018
国際特許分類 ( I P C ) E05B 49/00(2006.01)i; H04W 16/28(2009.01)i; H04W 64/00(2009.01)i; B60R 25/31(2013.01)i; G01S 7/03(2006.01)i; H04B 17/27(2015.01)i FI: G01S7/03 240; B60R25/31; E05B49/00 K; H04B17/27; H04W16/28; H04W64/00 110		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社デンソー		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li> <li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li> <li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li> <li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明</li> <li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li> <li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li> <li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li> </ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
--

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 21.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 田中 純 2S 7857 電話番号 03-3581-1101 内線 3216
--	-------------------------	--

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 2018-141771 A (株式会社S O K E N) 13.09.2018(2018-09-13)  
 \*[0001]-[0002], [0014]-[0015], [0031], [0057]-[0058], [0068]-[0086], [0092]-[0100], [0115]-[0127], [0136]-[0143], [0194], [0197]-[0204], [請求項1], [請求項4], 図13-14, 17-18, 24\*  
 & WO 2018/159118 A1

文献2: JP 2011-097350 A (株式会社東海理化電機製作所) 12.05.2011(2011-05-12)  
 \*[0001]-[0003], [0043]-[0047], [請求項1]-[請求項3]\*

文献3: WO 2018/225378 A1 (日立オートモティブシステムズ株式会社) 13.12.2018(2018-12-13)  
 \*[0046]-[0048], 図1\*  
 & JP 2018-207301 A

請求項1に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1に対して、進歩性を有しない。

文献1には、

車両Vのユーザによって携帯される携帯端末20と2.4GHz帯の電波(「1GHz以上の電波」に相当)を用いて無線通信することで車両Vに対する携帯端末20の位置を判定する車両用の位置判定システムであって([0001]-[0002], [0014]-[0015], [0031], [0194], [請求項1])、

車両Vの運転席用ドアの外側面(「車両の側面部」に相当)に設置されており、携帯端末20から送信される無線信号を受信するための車室外アンテナ(「アンテナ(31)」に相当)と、車室外アンテナにて受信した無線信号の受信強度を検出するRSSI取得部(「強度検出部(321)」に相当)と、を有する車室外用モジュール160(「車室外通信機(12K、12L、12γ)」に相当)と([0096]-[0100], [請求項4])、

車室外用モジュール160が検出した携帯端末20からの無線信号の受信強度である車室外平均強度(「室外機強度」に相当)に基づいて、ドアの施開錠状態を制御するための車両Vから所定の距離以内となる領域である施開錠エリアLx(「車両から所定の作動距離以内となる領域である作動エリア」に相当)に携帯端末20が存在するか否かを判定する位置判定部(「位置判定部(F4)」に相当)と([0096]-[0100], [0197]-[0204], [請求項1], [請求項4], 図24)、を備え、

車室外用モジュール160は、運転席用ドアの外側面において所望の施開錠エリアLxを形成するように設置されている([0096]-[0100], [0136]-[0143], [0197]-[0204], [請求項4], 図17-18, 24)、位置判定システムの発明が記載されている。

ここで、請求項1に係る発明と文献1に記載された発明とを比較すると、請求項1に係る発明では、「車室外通信機は、前記車両のドアの下方において、前記アンテナの指向性の中心が上又は下に向いた姿勢で設置されている」のに対し、文献1に記載された発明では、そうした構成であるかが不明である点で相違するが、文献1に記載された発明において、車室外用モジュール160は、運転席用ドアの外側面において所望の施開錠エリアLxを形成するものであるから、車室外アンテナの指向性の中心が車室外の所定領域を向くように車室外アンテナの指向性の中心が上又は下に向いた姿勢となるように車室外アンテナを設置することは、当業者が容易に想到し得たことであり、車室外アンテナを運転席用ドアの外側面のいずれの位置に設置するかは、当業者が適宜設計し得る範囲の事項のものである。

請求項2に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1-2に対して、進歩性を有しない。

文献2には、電子キーシステムにおいて、車両ボディの外周面を反射面として利用し、車両ボディの周辺に設定された通信エリアに放射される無線電波の強度を強める態様にてアンテナから車両ボ

## 第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

ボディの外周面に向けて放射される無線電波を通信エリアに向けて反射する構造を有する車両用アンテナ装置の発明([0001]-[0003], [0043]-[0047], [請求項1]-[請求項3])が記載されている。

文献1-2に記載された発明は、いずれもキーレスエントリーシステムに関するものであるから、文献1に記載された発明に文献2に記載された発明を適用して、請求項2に係る発明の事項のようになることは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項3-4に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1-2に対して、進歩性を有しない。

文献1に記載された発明において(特に、[0096]-[0100], [0136]-[0143], [0197]-[0204], [請求項4], 図17-18, 24)、所望の施開錠エリア $L_x$ を形成するために、車室外アンテナの指向性の中心が車室外の所定領域を向くように車室外アンテナの指向性の中心を、所望の施開錠エリア $L_x$ に応じて上方又は下方に向けた姿勢となるように車室外アンテナを設置することは、当業者が適宜設計し得る範囲の事項のものである。

請求項5に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1-2に対して、進歩性を有しない。

文献2に記載された発明において([0001]-[0003], [0043]-[0047], [請求項1]-[請求項3])、反射面として利用される車両ボディの外周面(「反射体(36, 54)」に対応)は、アンテナからの距離が $\lambda/4$ 程度とアンテナの近傍に位置するものであり車両ボディの外周面に向けて電波を反射するものである。

請求項6に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1-3に対して、進歩性を有しない。

アンテナから放射される電波の放射角度を変更するプリズム(「プリズム体(37)」に相当)は周知のものであるから(例えば、文献3の[0046]-[0048], 図1)、請求項6に係る事項のようになることは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項7に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1-3に対して、進歩性を有しない。

アンテナの偏波面が側面部に対して垂直となる姿勢で車室外アンテナを設置することは、当業者であれば適宜設計し得る範囲の事項のものである。

請求項8に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1-3に対して、進歩性を有しない。

文献1に記載された発明の位置判定システムは、さらに、車両Vの車室内に設置されており、携帯端末20から送信される無線信号を受信するとともに、受信した無線信号の受信強度を検出する車室内用モジュール150(「車室内通信機(12 $\alpha$ )」に相当)を備え([0092]-[0100], [請求項1], [請求項4])、

車室外平均強度が所定の施開錠用閾値以上である(「前記車室外通信機で検出された前記受信強度である室外機強度が所定の作動閾値以上である」に相当)場合には携帯端末20が施開錠エリア $L_x$ 内に存在すると判定し([0117])、

車室内平均強度がハイレベル閾値以上である(「前記車室内通信機で検出された前記受信強度である室内機強度が所定の車室内相当値以上である」に相当)場合には車室内に存在すると判定する([0057]-[0058], [0068]-[0086])、ように構成されているものである。

請求項9に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1-3に対して、進歩性を有しない。

文献1に記載された発明の位置判定システムは、車室外平均強度が施開錠用閾値未満である場合には、携帯端末20は施開錠エリア内には存在しないと判定し、車室外平均強度から車室内平均強度を減算した値である強度差 $\Delta R S S I$ に基づいて携帯端末20が車室内に存在するかを判定するものであるから([0115]-[0127], 図13-14)、請求項9に係る事項のようになることは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項10に係る発明は、国際調査報告(ISR)で引用された文献1-3に対して、進歩性を有しない。

キーレスエントリーシステムにおける車両用アンテナとしてパッチアンテナや線状アンテナを採用することは周知の技術である(例えば、文献2の[0045])。